

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の  
制定について

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則（案）

川崎市立図書館規則（平成2年川崎市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の2項を加える。

- 5 第1項の規定により貸出カードの交付を受けた者（個人に限る。次項において同じ。）は、教育長が別に定めるICカードを識別することができる情報を川崎市図書館システムに登録することができる。
- 6 第1項の規定により貸出カードの交付を受けた者は、教育長が別に定める携帯電話端末等に当該貸出カードの交付を受けた者を識別するための番号を記録することができる。

第9条中「貸出カード」の次に「（前条第5項の規定により登録したICカード及び同条第6項の規定により記録した携帯電話端末等を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

## 制 定 理 由

川崎市立図書館において、ＩＣカード及び携帯電話端末等を貸出カードとして利用することができることとするため、この規則を制定するものである。

川崎市立図書館規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立図書館規則 平成2年川崎市教育委員会規則第15号</p>	<p>○川崎市立図書館規則 平成2年川崎市教育委員会規則第15号</p>
<p>第1条～第6条 略 (登録)</p>	<p>第1条～第6条 略 (登録)</p>
<p>第7条 個人又は団体が貸出カードの交付を受けようとする場合は、貸出カード申込書又は川崎市図書館システム上の画面により登録の申込みをしなければならない。</p>	<p>第7条 個人又は団体が貸出カードの交付を受けようとする場合は、貸出カード申込書又は川崎市図書館システム上の画面により登録の申込みをしなければならない。</p>
<p>2 登録の申込みをしようとする者は、個人にあつては氏名及び住所を、団体にあつては当該団体の代表者の住所を証する書類を提示しなければならない。</p>	<p>2 登録の申込みをしようとする者は、個人にあつては氏名及び住所を、団体にあつては当該団体の代表者の住所を証する書類を提示しなければならない。</p>
<p>3 図書館長は、登録の申込みがあつたときは、前項の規定に基づき提示された書類により必要事項を確認のうえ登録するものとする。</p>	<p>3 図書館長は、登録の申込みがあつたときは、前項の規定に基づき提示された書類により必要事項を確認のうえ登録するものとする。</p>
<p>4 登録の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を図書館長に申し出なければならない。</p>	<p>4 登録の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を図書館長に申し出なければならない。</p>
<p>5 登録の有効期間は、3年とする。 (貸出カード)</p>	<p>5 登録の有効期間は、3年とする。 (貸出カード)</p>
<p>第8条 図書館長は、前条の登録を行った者に対し貸出カードを交付するものとする。</p>	<p>第8条 図書館長は、前条の登録を行った者に対し貸出カードを交付するものとする。</p>
<p>2 貸出カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>	<p>2 貸出カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>
<p>3 貸出カードの交付を受けた者が、当該貸出カードを破損又は紛失したときは、速やかに図書館長に届け出なければならない。</p>	<p>3 貸出カードの交付を受けた者が、当該貸出カードを破損又は紛失したときは、速やかに図書館長に届け出なければならない。</p>
<p>4 前項の規定による届出を行った者で、貸出カードの再交付を受けようとする者は、その旨を図書館長に申し出なければならない。</p>	<p>4 前項の規定による届出を行った者で、貸出カードの再交付を受けようとする者は、その旨を図書館長に申し出なければならない。</p>
<p>5 第1項の規定により貸出カードの交付を受けた者(個人に限る。次項において同じ。)は、教育長が別に定めるICカードを識別することができ</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>る情報を川崎市図書館システムに登録することができる。</u></p> <p>6 <u>第1項の規定により貸出カードの交付を受けた者は、教育長が別に定める携帯電話端末等に当該貸出カードの交付を受けた者を識別するための番号を記録することができる。</u></p> <p>(貸出カードの提示)</p> <p>第9条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、貸出カード<u>(前条第5項の規定により登録したICカード及び同条第6項の規定により記録した携帯電話端末等を含む。)</u>を提示しなければならない。ただし、教育長が別に定める者で宅配による貸出しを受けようとするもの及び電子書籍の貸出しを受けようとする者は、この限りでない。</p> <p>第10条～第22条 略</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(貸出カードの提示)</p> <p>第9条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、貸出カードを提示しなければならない。ただし、教育長が別に定める者で宅配による貸出しを受けようとするもの及び電子書籍の貸出しを受けようとする者は、この限りでない。</p> <p>第10条～第22条 略</p>